枚方市省エネ家電買い換え促進事業補助金

一定基準を満たす省エネ家電に買い換えた世帯を対象に、補助金を交付します

【申請期間】令和4年12月1日から令和5年3月6日まで

※受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了し、同日の消印で予算額を上回る複数の申込書を受け付けた場合には、抽選で交付決定します。

【提出先】※下記まで郵送でご提出ください。

〒573-1162 枚方市田口5-1-1

省エネ家電買い換え促進事務局(環境政策課) 宛て

対象者の条件

以下の(1)~(3)を全て満たした場合のみ補助対象とします。

- (1) **枚方市内に所在する実店舗において、**<u>令和4年11月1日</u>から令和5年2月末までに合計5万円(税 抜)以上の補助対象の省エネ家電(下記【対象家電】参照)に買い換え、枚方市内の自宅に設置され た個人の方。
- (2) 家電リサイクル法に基づき、買い換え前の古い家電を処分された方。
- (3) 補助金の申込日において、枚方市に住民登録がある方。
- ※申請者は世帯主限定ではないが、同一の年度中1世帯あたり1回限り。

対象家電(新品・未使用品に限る)

- (1) エアコン 統一省エネラベル4つ星以上
- (2) 冷蔵庫(冷凍庫含) 統一省エネラベル3つ星以上
- (3) テレビ 統一省エネラベル3つ星以上
- ※省エネ性能(星の数:目標年度は問いません)は購入する店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。

サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にて、省エネ性能をご確認ください。

補助額

補助対象経費(税抜)の合計額で補助額が変わります。

- (1) 合計15万円以上 一律 30.000円
- (2) 合計10万円以上15万円未満 一律 20,000円
- (3) 合計 5 万円以上 10 万円未満 一律 10,000円
- ※補助対象経費は値引後の実支出額です。販売店で割引があった場合(クーポン割引等)や販売店のポイント等を使用した場合は、割引後、ポイント使用後の支払額(カード払い可)が補助対象経費となります。
- ※省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費は対象。古い家電の処分費等その他の経費は対象外。

提出書類

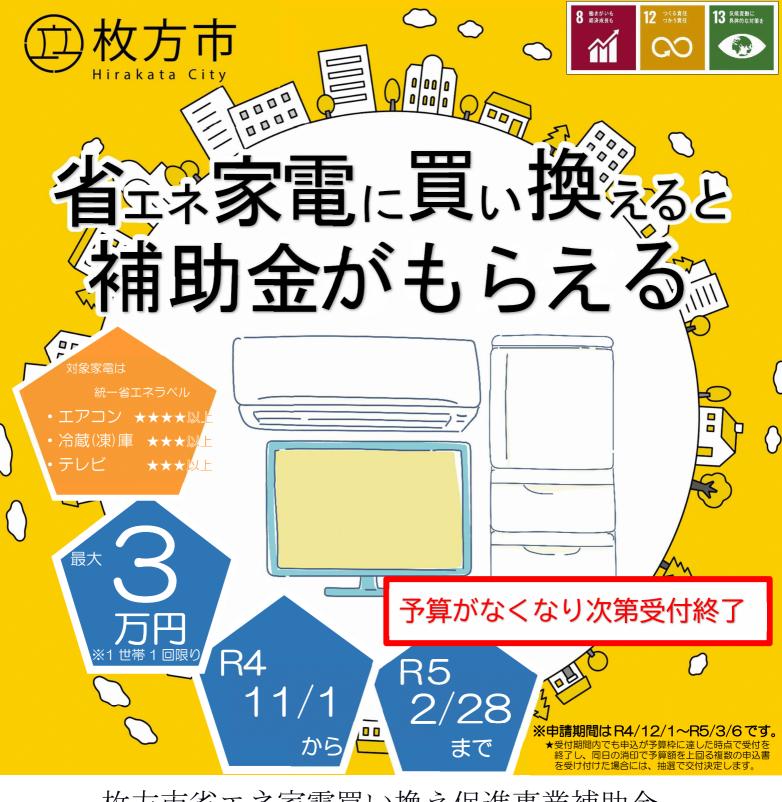
- (1) 交付申込書兼請求書
- (2) 領収書等の写し
 - ※申請者が枚方市内の店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、製品名や支払金額の 内訳が記載されたもの
- (3) 製造事業者が発行する保証書の写し
 - ※申請者の氏名、住所、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。
- (4) 家電リサイクル券(排出者控え)の写し
 - ※管理票番号、リサイクル品目、排出者名(申請者と同一名義)が記載されていること
- (5) 口座情報が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)の写し

【お問い合わせ】省エネ家電買い換え促進事業事務局 (環境政策課)

電話:050-7102-6009

詳しくはこちら





枚方市省エネ家電買い換え促進事業補助金

→ 3万円

対象者の条件

以下の(1)~(3)をすべて満たすこと

(1)枚方市内に所在する実店舗において、R4.11.1~R5.2.28 までに合計5万円(税抜) 以上の補助対象の省エネ家電に買い換え、市内の自宅に設置した個人の方。

(2)家電リサイクル法に基づき、買い換え前の家電を処分した方。

(3)補助金の申込日において、枚方市に住民登録のある方。

提出書類

(1)交付申込書兼請求書 (2)領収書等の写し

(3)製造事業者が発行する保証書の写し (4)家電リサイクル券(排出者控え)の写し (5)口座情報が確認できるものの写し

補助額

補助対象経費(税抜)の合計額で 補助額が変わります。

(1)合計 1 5 万円以上

(2)合計10万円以上15万円未満 2万円

(3)合計5万円以上10万円未満

1万円

期間内に複数台の対象家電に買い換えると

テレビを令和4年11月に購入: 10 万円 エアコンを令和5年1月に購入: 7万円

合計 17 万円

世帯1回限りの申請となりますので、テレビを購入した 申込をされると、補助額は2万円となります。

